

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第28号**

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第26号を同項第28号とし、同項第15号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 法第97条の2第1項第3号のイの規定による認知機能検査 認知機能検査手数料 650円

(16) 法第97条の2第1項第3号のイの規定による認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習

講習手数料 3,850円（長野県公安委員会が行う法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は当該講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者に対する講習については、2,100円）

第12条第1号中「16,000円」を「13,000円」に改める。

別表第4の8中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">講習1時間について 2,050円</td><td style="padding: 2px;">を</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">講習1時間について 1,500円</td><td style="padding: 2px;">」</td></tr> </table>	講習1時間について 2,050円	を	講習1時間について 1,500円	」
講習1時間について 2,050円	を				
講習1時間について 1,500円	」				

〔	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px; text-align: right;">2,350円</td></tr> </table>	5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）	2,350円	〕
5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）				
2,350円				

に改め、同表の9中 「 6,150円 」 を

〔	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）</td></tr> </table>	5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）	〕
5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、5,350円）			

に改める。

**附 則**

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第12条第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

警務課



信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則及び消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第9号**

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則及び消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成18年長野県規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則

第1条中「信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「者」を「法人」に、「から2月以内」を「の属する事業年度に係る当該法人の事業税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の25又は第72条の28の規定によって提出すべき申告書の提出期限（以下「申告書提出期限」という。）前30日までに、」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「者」を「法人」に、「から2月以内」を「の属する事業年度に係る当該法人の事業税に係る申告書提出期限前30日まで」に改める。

第3条中「者」を「法人」に、「ついて長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号。第5条において「県税条例」という。）第38条に規定する地方税法（昭和25年法律第226号。第5条において「法」という。）第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書を提出する期限」を「係る申告書提出期限」に改める。

第4条中「者は、前条に規定する申告書を提出する期限」を「法人は、当該課税免除を受けようとする事業税に係る申告書提出期限」に改める。

第5条中「ついて県税条例第38条に規定する法第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書を提出する期限」を「係る申告書提出期限」に、「県税条例」を「長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）」に改める。

様式第1号中「信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」に、

創業が営業譲渡によるものでないか否かの別	(該当するものを○印で囲んで下さい。) 営業譲渡によるものである・ない
----------------------	--

を

創業が事業(営業)譲渡によるものでないか否かの別	(該当するものを○印で囲んで下さい。) 事業(営業)譲渡によるものである・ない
--------------------------	--

に改める。

様式2号中「信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」に、

新規開業が営業譲渡によるものでないか否かの別	(該当するものを○印で囲んで下さい。) 営業譲渡によるものである・ない
------------------------	--

を

新規開業が事業(営業)譲渡によるものでないか否かの別	(該当するものを○印で囲んで下さい。) 事業(営業)譲渡によるものである・ない
----------------------------	--

に改める。

様式第3号並びに様式第4号及び同様式の別紙の注の3中「信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例」

を「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第4号)附則第2項の規定により従前の例によることとされる法人の事業税に関する第1条による改正後の創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

税務課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県規則第10号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中

イ 测定範囲が直径1ミリメートルを超えるもの	"	3,300
------------------------	---	-------

を

イ 测定範囲が直径1ミリメートルを超えるもの	"	3,500
------------------------	---	-------

に、

(7) 振動試験	1件(1時間までごとに1件とする。)	5,600
----------	--------------------	-------

を

(7) 振動試験 ア 恒温槽を用いるもの	1件(1時間までごとに1件とする。)	7,100
イ 恒温槽を用いないもの	"	5,600

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県規則第11号

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則(昭和44年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

本則中「別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおり」を「1万6,500円」に改め、本則に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者が職業能力開発促進

法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の4の上欄に掲げる検定職種のうち下欄に掲げる等級が3級に係るものを受けた場合にあっては、1万1,000円とする。

(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設、同法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者（職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。）

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

別表を削る。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 人材育成課

長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県規則第12号

長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則案

長野県工科短期大学校管理規則（平成6年長野県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表の2の基礎講義の項中「

安全衛生工学	2
--------	---

」を

「

安全衛生工学	2
工業数学	2

」に改め、同2の専攻実技の項中

「

卒業研究	24
------	----

」を

「

卒業研究	22
------	----

」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現に長野県工科短期大学校の第2学年に在学する者の履修すべき科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県工科短期大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 人材育成課

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県規則第13号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則（昭和44年長野県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県岡谷技術専門校の項中

「

コンピュータ制御科	1年
自動車整備科	2年

」を

「

コンピュータ制御科	1年
-----------	----

」に改め、同表の長野県伊那技術

専門校の項中「

木工科	1年
メカトロニクス科	2年

」を

「

メカトロニクス科	2年
----------	----

」に改め、同表の長野県上松技術専

門校の項中「

木工科	1年
木材工芸科	1年

」を「

木工科	1年
-----	----

」に改

める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表の長野県岡谷技術専門校の項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

#### 人材育成課